

**第四条** 人事評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）によるものとする。

（評価期間及び基準日）

**第五条** 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 能力評価の基準日は、毎年十月一日とする。

3 業績評価の基準日は、毎年一月一日とする。

（評価者）

**第六条** 人事評価を行う者は、次の表の上欄に掲げる人事評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる一次評価者及び同表下欄に掲げる二次評価者とする。

被評価者	一次評価者	二次評価者
校長	市町村教育委員会教育長が指定する者	市町村教育委員会教育長
教頭	校長	市町村教育委員会教育長
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び学校事務職員	教頭	校長

（手続）

**第七条** 人事評価は、県教育長が別に定める自己観察書及び評価書（以下この条において「人事評価書」という。）により実施するものとする。

2 被評価者は、当該評価期間において自らが発揮した能力及び挙げた業績について、県教育長が別に定める評価の基準（次項において「評価基準」という。）に基づき評価を行い、その結果を人事評価書に記載するものとする。

3 一次評価者及び二次評価者は、被評価者について、評価基準に基づき評価を行い、その結果を人事評価書に記載するものとする。

（指導及び助言）

**第八条** 市町村教育委員会教育長は、校長その他の評価者に対し、人事評価の適正な実

施に必要な指導及び助言を行うことができる。

（結果の報告）

**第九条** 市町村教育委員会は、人事評価を実施したときは、その結果を山梨県教育委員会に報告するものとする。

（苦情の申出）

**第十条** 被評価者は、評価結果に関する苦情があるときは、当該被評価者が所属する学校を所管する教育委員会が別に定めるところにより、苦情を申し出ることができるものとする。

2 被評価者は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（書類の保存）

**第十一条** 人事評価に関する書類の保存期間は、五年間とする。

（委任）

**第十二条** この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（廃止）

2 山梨県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第七号）は、平成二十八年三月三十一日をもって廃止する。

**山梨県教育委員会規則第七号**

山梨県立学校職員の人事評価に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県立学校職員の人事評価に関する規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、山梨県教育委員会が行う県立高等学校及び県立特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（人事評価の目的）

**第二条** 人事評価は、職員の能力及び業績を客観的かつ公正に評価することにより、人事管理の基礎とするともに、人材の育成を図り、もって学校組織の活性化に資することを目的とする。

(対象者)

**第三条** 人事評価の対象となる者は、基準日に在職するすべての職員とする。ただし、山梨県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める者を除く。

(方法)

**第四条** 人事評価は、能力評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)及び業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)によるものとする。

(評価期間及び基準日)

**第五条** 人事評価の対象となる期間(以下「評価期間」という。)は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 能力評価の基準日は、毎年十月一日とする。

3 業績評価の基準日は、毎年一月一日とする。

(評価者)

**第六条** 人事評価を行う者は、次の表の上欄に掲げる人事評価を受ける職員(以下「被評価者」という。)(の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる一次評価者及び同表下欄に掲げる二次評価者とする。

被評価者	一次評価者	二次評価者
校長	教育次長	教育長
副校長、教頭	校長	教育長
主幹教諭、教諭、養護教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	副校長、教頭	校長

(手続)

**第七条** 人事評価は、教育長が別に定める自己観察書及び評価書(以下この条において「人事評価書」という。)(により実施するものとする。

2 被評価者は、当該評価期間において自らが発揮した能力及び挙げた業績について、教育長が別に定める評価の基準(次項において「評価基準」という。)(に基づき評価

を行い、その結果を人事評価書に記載するものとする。

3 一次評価者及び二次評価者は、被評価者について、評価基準に基づき評価を行い、その結果を人事評価書に記載するものとする。

(苦情の申出)

**第八条** 被評価者は、評価結果に関する苦情があるときは、教育長が別に定めるところにより、苦情を申し出ることができるものとする。

2 被評価者は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(書類の保存)

**第九条** 人事評価に関する書類の保存期間は、五年間とする。

**第十条** この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(廃止)

2 山梨県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第六号)は、平成二十八年三月三十一日をもって廃止する。

**山梨県教育委員会規則第八号**

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立学校管理規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第十六号中「農業・工業」を「農業、工業」に改め、「実習助手で、別に定める資格を有するものをもって充て、」を削り、「実験又は実習について」の下に「、高度の知識又は経験を必要とする業務を行うとともに教諭の職務を助け」を加える。

第十三条第十八号を同条第十九号とする。

第十三条第十七号中「実習助手」を「主任実習助手」に改め、「学校運営上」を削り、同号を同条第十八号とし、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十七 主任実習助手は、実験又は実習について、高度の知識又は経験を必要とする業務を行うとともに教諭の職務を助け、必要があるときは、教諭に代わつて実験又は実習をつかさどることができる。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に実習講師に充てられていてる者のうち、別に発令されない者は、引き続きその職に補されたものとする。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁 中 一 般  
 教 育 事 務 所  
 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー  
 県 立 函 書 館  
 県 立 美 術 館  
 県 立 博 物 館  
 県 立 考 古 博 物 館  
 県 立 文 学 館  
 県 総 合 教 育 セ ン タ ー  
 県 立 学 校

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項第二号及び第三十条第二号中「企画県民部」を「総務部」に改める。

別表第一の表中「新しい学校づくり推進室」を「教新学」に改める。

新しい学校づくり推進室  
 国体推進室

教新学  
 教国

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般

山梨県教育庁法令審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県教育庁法令審査委員会規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁法令審査委員会規程（昭和二十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、異議申立て」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

庁 中 一 般  
 教 育 事 務 所  
 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー  
 県 立 函 書 館  
 県 立 美 術 館  
 県 立 博 物 館  
 県 立 考 古 博 物 館  
 県 立 文 学 館  
 県 総 合 教 育 セ ン タ ー  
 県 立 学 校

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項第三号中「又は決定」を「その他の処分」に改める。

別表第二の二の項水中「又は決定」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第五号

庁 中 一 般  
県 立 学 校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項第三号中「又は決定」を「その他の処分」に改める。  
別表第三の二の項水中「又は決定」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 阿 部 邦 彦

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「規定する」の下に「教育監」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条 第三条」を「第一条・第二条」に、「試験」を「競争試験」に、「第四条」を「第三条」に、「第二十九条」を「第二十六条」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間の延長」に、「第三十条 第三十二条の二」を「第二十七条 第三十条」に、「第三十三条」を「第三十一条」に改める。

第一条中「並びに第十七条から第二十二條まで」を、「第十七条第二項、第十七条の二第一項、第十九條、第二十條第二項、第二十一條第四項及び第五項、第二十一條の四第一項及び第四項並びに第二十二條第二項」に改める。

第二条を次のように改める。

（任用方法の一般的基準）

第二条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

2 職員の昇任は、人事評価その他の能力の実証に基づいて、任命権者が行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、職員の職（以下「職」という。）のうち第四条第二項又は第十三条に定める職に昇任させる場合には、当該職について人事委員会が実施する昇任のための競争試験又は選考が行われなければならない。

第三条を削る。

第二章の章名中「試験」を「競争試験」に改める。

第四条第一項を削り、同条第二項中「採用試験」を「人事委員会が実施する採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）」に改め、同項第十一号中「人事委員会が必要と認める採用試験」を「競争試験により採用することが適当と人事委員会が認めるもの」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「試験」を「採用試験」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四条 人事委員会が実施する昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）の

区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 警部昇任試験
- 二 警部補昇任試験
- 三 巡查部長昇任試験

四 その他人事委員会が必要と認める昇任試験  
2 昇任試験の対象となる職は、次に掲げるとおりとする。

一 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十二条に定める警部

二 警察法第六十二条に定める警部補

三 警察法第六十二条に定める巡査部長

四 その他人事委員会が認める職

第六条（見出しを含む）、第八条（見出しを含む）及び第十条中、「試験」を「競争試験」に改める。

第十一条の見出しを「（競争試験の委任）」に改め、同条第一項中「第四条第二項第六号」を「第三条第一項第六号」に改め、同条第二項第一号中「第四条第二項第六号」を「第三条第一項第六号」に改め、同項第二号中「第四条第三項第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第十二条の見出しを「（選考による採用）」に改め、同条中「一に該当する職への採用は選考によることができるものとする。この場合において、第一号から第六号までのいずれかに該当するときは、法第十七条第三項ただし書に規定する人事委員会の承認があつたものとみなす。」を「いずれかに該当する職に採用する場合は、採用のための選考が行われなければならない。」に改め、同条第二号中「試験」を「採用試験」に改め、「選考に係る職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第三号中「若しくは旧公共企業体（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第四百十四号の規定による改正前の公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に規定する公共企業体をいう。）」を削り、「任用されていた職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第四号中「任用されていた職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加える。

第十三条の見出しを「（選考による昇任）」に改め、同条中「次の各号の一に該当する職への昇任は、選考によるものとする。この場合においては法第十七条第三項ただし書に規定する人事委員会の承認があつたものとみなす。」を「人事委員会が昇任のための選考を実施する職は次の各号のいずれかに該当する職とする。」に改め、同条第二号中「当該職」を「当該昇任後の職」に改め、同条第三号中「前各号に掲げるもののほか、人事委員会が競争試験によることが適当でないと認める職」を「第十五条各号に該当する者を昇任させる場合の当該昇任後の職」に改める。

第十四条第一項中「勤務成績が良好であること」を「任命権者の行う人事評価」に改め、同条第二項中「つど」を「都度」に改め、同条第三項中「職務遂行能力」を「選考の対象となる職の標準職務遂行能力及び適性」に改める。

第十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、「この場合においては法第十七条第三

項ただし書に規定する人事委員会の承認があつたものとみなす。」を削り、同条第二号及び第三号中「勤務成績」を「人事評価」に改める。

第十六条第二項中「昇任」の下に「（以下「任用」という。）」を加える。

第十七条第一項中「名簿は、採用候補者及び昇任候補者名簿の二種とし、試験」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿（以下「名簿」という。）は、競争試験」に改め、同条第五項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者（以下「任用候補者」という。）」に改める。

第十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「こと等の事由により、当該名簿から選択されて任命される意思がないと認められる」を削り、同項第六号及び第七号中「試験」を「競争試験」に改め、同項第八号を削り、同項第九号中「職員としての地位を失つた」を「職員でなくなつた」に改め、同号を同項第八号とする。

第二十条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十四条第一項中「当該名簿から任用すべき者の数に四人を加えた数の」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第一項を同条とする。

第二十五条中第一項を削り、同条第二項中「のうち提示の請求に係る職」を「当該職」に、「五人に満たない」を「採用すべき又は昇任させるべき者の数より少ない」に、「職務の遂行に必要な資格要件」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び適性」に改め、「し、又は通知」及び「この場合においては、前項の規定を準用する。」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「し、又は通知」及び「前項の規定による提示又は通知をする場合を除き」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十六条から第二十八条までを削り、第二十九条中「前一条の規定による」を「提示された任用候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該」に改め、同条を第二十六条とする。

第五章の章名中「条件付採用期間」を「条件付採用期間の延長」に改める。

第三十条（見出しを含む）中「条件付」を「条件付」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、」を削り、「第二十五条第三項」を「第二十五条第二項」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十二条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十一条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十三条を第三十一条とする。

別表第一中「第四条関係」を「第三条関係」に改め、同表中「試験の対象となる職」を「採用試験の対象となる職」に改め、「一 採用試験」を削り、「級別標準職務表」を「級別基準職務表」に改め、同表第二号の表を削る。

別表第二試験種目の欄中「人物試験 人物試験」を「人物試験」に改め、同表備考中第五号を次のように改める。

五 「人物試験」とは、職員として必要な資質・適性又は人柄・性向等についての面接等による試験をいう。

別表第二の備考中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三中「試験の程度」を「競争試験の程度」に改める。

別表第五中「選考の対象となる職」を「選考により任用する職」に、「選考採用の対象となる職」を「選考により採用する職」に、「選考昇任の対象となる職」を「選考により昇任させる職」に、「級別標準職務表」を「級別基準職務表」に改める。

別表第六中「選考の対象となる職」を「選考により任用する職」に改め、同表第一号の表中「医師」、「歯科医師」、「看護師」及び「獣医師」の下に「の業務を行う職」を加え、同表第二号中「職業訓練」及び「通訳」の下に「業務に従事する職」を加える。

別表第七中「選考の対象となる職」を「選考により任用する職」に改め、同表第一号中「守衛」を「技能労務に従事する職」に改め、同表第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年山梨県条例第七十七号）第九条第一項の規定に基づき任期を定めて採用される職で選考方法につき人事委員会の定める基準を満たすもの

別表第七第八号を同表第五号とする。

別表第八中「医師」、「歯科医師」及び「看護師」の下に「の業務を行う職」を加える。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の別表第二の規定は、この規則の施行日以後に公告される採用試験から適用

し、同日前に公告された採用試験については、なお従前の例による。

### 山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 降号 職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更することをいう。

第七条の見出しを「(級別職務の分類)」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第七条第一項に規定する級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、給料表の別に応じ、かつ、職務の級の別に応じて別表第二に掲げる職務とする。

第十四条第一項第二号中「第二十七条第一項」を「第二十七条の二第一項」に改める。

第二十二條第五項中「第二十七條」を「第二十七條の二」に改める。

第二十三條の五第一項中「第三号又は第四号」を「第三号イ又はロ」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる職員以外の職員及び昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日まで）の期間。次項において「基準期間」という。）において懲戒処分を受けた職員

次に掲げる職員のうちに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員

ロ 勤務成績が良好でない職員

第二十三條の五第一項第四号を削り、同条第二項第一号中「昇給日前一年間当該

期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）を「基準期間」に、「第四号」を「第三号ロ」に改め、同条第四項中「割合は」の下に「これらの昇給

区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事委員会の定める場合を除き」を

加える。

第二十七条を次のように改める。

(降格)

**第二十七条** 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(降格の場合の号給)

**第二十七条の二** 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第八の三に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱つものとする。

3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(降号)

**第二十七条の三** 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第七号)第四条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二 級別職務分類表(第七条関係)

イ 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
1 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 司書、助教、社会教育主事、体育主事、文化財主事又は教育主事の職務</li> <li>2 公立小中学校の事務職員の職務</li> </ul>
2 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う司書、助教、社会教育主事、体育主事、文化財主事又は教育主事の職務</li> <li>2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う公立小中学校の事務職員の職務</li> </ul>
3 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 車庫長、主計員、消防教官、講師、指導主事又は専門員の職務</li> <li>2 公立小中学校の事務主任の職務</li> </ul>
4 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う車庫長、主計員、消防教官又は講師の職務</li> <li>2 専任消防教官又は専任講師の職務</li> <li>3 県立学校の事務次長の職務</li> <li>4 公立小中学校の事務主査の職務</li> </ul>
5 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本庁の室長補佐又は委員会等の事務局の課長補佐及び室長補佐の職務</li> <li>2 政策補佐、自動車管理事務所長、工事検査員、換地管理員又は主任主計員の職務</li> <li>3 出先機関の事務局長、次長、部長、准教授、観光振興幹又は管理主事の職務</li> <li>4 公立小中学校の事務幹の職務</li> <li>5 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う出先機関の専任消防教官又は専任講師の職務</li> <li>6 県警察本部（以下「本部」という。）の課長補佐、隊長補佐又は室長補佐の職務</li> <li>7 警察学校の校長補佐の職務</li> <li>8 警察署の課長の職務</li> </ul>
6 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本庁の室長、政策主幹、企画調整主幹、政策企画監、安全対策監、保存整備監、首都圏広報推進監、情報システム専門監、技術指導監、税務徴収企画監、防災対策専門監、運航管理監、防災情報通信監、介護保険指導監、地域医療監、高度医療企画監、看護指導監、食品・衛生指導監、衛生指導監、廃棄物対策指導監、廃棄物対策企画監、緑化推進監、工事施工管理監、観光推進監、おもてなし推進監、観光企画監、国際観光振興監、産業戦略企画監、立地推進監、農政企画監、指導検査監、技術審査監、道路企画監、道路管理監、まちづくり推進企画監、下水道管理監、建築物防災対策監、総括工事検査監、財務審査監、工事検査監又は総括課長補佐の職務</li> <li>2 委員会等の事務局の課長、室長、企画調整主幹、政策企画監、施設管理監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監、国体推進監、文化財指導監、政務調査監、審査調整指導監、総括課長補佐及び総括次長補佐の職務</li> </ul>



	<p>3 困難な業務を行う本庁の室長補佐又は委員会等の事務局の課長補佐又は室長補佐の職務</p> <p>4 困難な業務を行う政策補佐、工事検査員又は換地管理員の職務</p> <p>5 出先機関の支所長、広報官、企画推進幹、地域防災幹、財務審査幹、工事検査幹、児童虐待対策幹、副園長、福祉指導幹、総括技術管理幹、環境保全幹、森林保全幹、工事施工管理幹、事務局次長、教授、副校長、観光振興幹、営農支援幹、担い手対策幹、農村整備振興幹、副所長、副場長、専門指導幹、技術審査幹、技術指導幹、ダム管理幹、地域学力向上推進幹、副館長、司書幹、学芸幹、文化普及幹又は副部長の職務</p> <p>6 相当困難な業務を行う出先機関の部長の職務</p> <p>7 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う専任講師の職務</p> <p>8 消防学校の教頭、主席専任消防教官の職務</p> <p>9 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う専任消防教官の職務</p> <p>10 県立学校の事務長の職務</p> <p>11 公立小中学校の事務主幹の職務</p> <p>12 本部の課長、附置機関の長及び次長、施設管理監、給与企画官、福利厚生官、情報システム企画官、航空整備官、調査官、交通事故分析官、聴聞官、次席又は管理官の職務</p> <p>13 警察学校の校務企画官の職務</p> <p>14 警察署の会計管理官の職務</p> <p>15 困難な業務を行う本部の課長補佐及び室長補佐の職務</p> <p>16 困難な業務を行う警察署の課長の職務</p>
7 級	<p>1 相当困難な業務を行う本庁の室長又は委員会等の事務局の課長及び室長の職務</p> <p>2 副参事又は学力向上対策監の職務</p> <p>3 困難な業務を行う出先機関の支所長、部長、副所長又は副館長の職務</p> <p>4 困難な業務を行う本部の課長の職務</p>
8 級	<p>1 教育次長、林務長、理事、出納局長、技監、リニア推進監、エネルギー政策推進監、総括技術審査監、議会事務局次長、教育監又は文化振興監の職務</p> <p>2 困難な業務を行う委員会等の事務局の次長の職務</p> <p>3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の副所長の職務</p> <p>4 本部の次長の職務</p>
9 級	困難な業務を行う教育次長、局長、林務長、理事又は出納局長の職務

ロ 医療職給料表（一）級別職務分類表

職務の級	級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
1 級	医師又は歯科医師の職務
2 級	<p>1 相当困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務</p> <p>2 歯科保健主幹の職務</p>
3 級	本庁の課長又は主幹の職務

4 級	本庁の技監又は参事の職務
-----	--------------

ハ 医療職給料表（二）級別職務分類表

職務の級	級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
1 級	学校栄養職員の職務
2 級	相当困難な業務を行う学校栄養職員の職務
3 級	1 主任学校栄養職員の職務 2 困難な業務を行う学校栄養職員の職務
4 級	相当困難な業務を行う主任学校栄養職員の職務
5 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任学校栄養職員の職務
6 級	困難な業務を行う副薬剤部長の職務

ニ 医療職給料表（三）級別職務分類表

職務の級	級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
5 級	1 委員会等の事務局の課長補佐の職務 2 主幹の職務
6 級	困難な業務を行う委員会等の事務局の課長補佐の職務

ホ 研究職給料表級別職務分類表

職務の級	級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
1 級	技師の職務
2 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う技師の職務
3 級	研究機関の支所長、研究調査幹又は専門研究員の職務
4 級	困難な業務を行う研究機関の支所長又は研究調査幹の職務

ヘ 福祉職給料表級別職務分類表

職務の級	級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
3 級	専門員

別表第四の一の項第六号17を次のように改める。

17 職業能力開発促進法による職業能力開発高等学校の応用課程（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年以上のもにに限る。）又は職業能力開発総合高等学校の特定応用課程（旧応用課程（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年以上のもにに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（旧職業能力開発高等学校の長期課程並びに旧職業訓練高等学校の長期課程及び長期指導員訓練課程を含む。）の卒業

別表第四の四の項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

別表第六備考4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のもにに限る。）を」に改める。

別表第八の二の次に次の一表を加える。

別表第八の三 降格時号給対応表（第二十七条の二関係）

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	81	53	53	45	45	85	61	45
38	82	54	54	46	46	85	61	45
39	83	55	55	47	47	85	61	45

40	84	56	56	48	48	85	61	45
41	86	58	57	49	50	85	61	45
42	88	60	58	50	52	85	61	
43	90	62	59	51	54	85	61	
44	92	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			

84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

ロ 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55

32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89



66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ハ 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	57	49	45	50	50	65
34	58	50	46	52	52	65
35	59	51	47	54	54	65
36	60	52	48	56	56	65
37	62	53	49	57	59	65

38	64	54	50	58	62	65
39	66	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	70	57	53	63	73	65
42	72	58	54	66	77	65
43	74	59	55	69	81	65
44	76	60	56	72	85	65
45	78	61	57	76	85	65
46	80	62	58	80	85	65
47	82	63	59	84	85	65
48	84	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		

78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

ニ 医療職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	30	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56

37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69
56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	
61	77	85	73	82	93	
62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	
64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	
66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		

76	100	100	88	113		
77	101	101	89	113		
78	102	102	90	113		
79	103	103	91	113		
80	104	104	92	113		
81	108	107	93	113		
82	112	110	94	113		
83	116	113	95	113		
84	120	116	96	113		
85	124	120	98	113		
86	128	124	100	113		
87	132	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			
95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				

115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					



ホ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58
27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67
30	62	76	48	70
31	65	78	50	73
32	68	80	52	73
33	69	83	53	73
34	70	86	54	73
35	71	89	55	73
36	72	92	56	73
37	74	95	58	73
38	76	98	60	73

39	78	101	62	73
40	80	106	64	73
41	82	111	67	73
42	84	116	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	97	121	89	73
54	98	121	89	73
55	99	121	89	73
56	100	121	89	73
57	102	121	89	73
58	104	121	89	73
59	106	121	89	73
60	108	121	89	73
61	112	121	89	73
62	116	121	89	73
63	120	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		

81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

へ 福祉職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	33	25	9	17	13
2	34	26	10	18	14
3	34	27	11	19	15
4	35	28	12	20	16
5	37	29	13	21	17
6	38	30	14	22	18
7	39	31	15	23	19
8	40	32	16	24	20
9	41	33	17	25	21
10	42	34	18	26	22
11	43	35	19	27	23
12	44	36	20	28	24
13	45	37	21	29	25
14	46	38	22	30	26
15	47	39	23	31	27
16	48	40	24	32	28
17	49	41	25	33	29
18	50	42	26	34	30
19	51	43	27	35	31
20	52	44	28	36	32
21	54	45	29	37	34
22	56	46	30	38	36
23	58	47	31	39	38
24	60	48	32	40	40
25	62	49	33	41	42
26	64	50	34	42	44
27	66	51	35	43	46
28	68	52	36	44	48
29	69	53	37	45	52
30	70	54	38	46	56
31	71	55	39	47	67
32	72	56	40	48	77
33	73	57	42	49	77
34	74	58	44	50	77
35	75	59	46	51	77
36	76	60	48	52	77
37	78	61	49	53	77
38	80	62	50	54	77
39	82	63	51	55	77

40	84	64	52	56	77
41	85	65	55	58	77
42	86	66	58	60	77
43	87	67	61	62	77
44	88	68	64	64	77
45	91	69	69	66	77
46	94	70	74	68	77
47	97	71	81	70	77
48	100	72	88	72	77
49	104	73	93	74	77
50	108	74	93	84	77
51	112	75	93	93	77
52	116	76	93	93	77
53	121	77	93	93	77
54	126	78	93	93	77
55	131	79	93	93	77
56	136	80	93	93	77
57	141	82	93	93	77
58	146	84	93	93	77
59	151	86	93	93	77
60	153	88	93	93	77
61	153	90	93	93	77
62	153	92	93	93	
63	153	94	93	93	
64	153	96	93	93	
65	153	98	93	93	
66	153	100	93	93	
67	153	102	93	93	
68	153	121	93	93	
69	153	121	93	93	
70	153	121	93	93	
71	153	121	93	93	
72	153	121	93	93	
73	153	121	93	93	
74	153	121	93	93	
75	153	121	93	93	
76	153	121	93	93	
77	153	121	93	93	
78	153	121	93		
79	153	121	93		
80	153	121	93		
81	153	121	93		

82	153	121	93		
83	153	121	93		
84	153	121	93		
85	153	121	93		
86	153	121	93		
87	153	121	93		
88	153	121	93		
89	153	121	93		
90	153	121	93		
91	153	121	93		
92	153	121	93		
93	153	121	93		
94	153				
95	153				
96	153				
97	153				
98	153				
99	153				
100	153				
101	153				
102	153				
103	153				
104	153				
105	153				
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				
119	153				
120	153				
121	153				